

第 13 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日

幕別町・忠類村合併協議会

第13回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第13回幕別町・忠類村合併協議会

(平成16年11月29日 15時00分 開会)

日程第1	開会	5分
日程第2	会議録署名委員の指名	5分
日程第3	正副会長挨拶 (諸般の報告)	5分
日程第4	報告第23号 経過報告について	7分
日程第5	報告第24号 十勝中央合併協議会規約の一部改正について	8分
日程第6	報告第25号 幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書に ついて	8分
日程第7	報告第26号 十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について	8分
日程第8	報告第27号 十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正に ついて	8分
日程第9	報告第28号 十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について	9分
日程第10	報告第29号 十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について	9分
日程第11	報告第30号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に 関する規程の一部改正について	9分
日程第12	議案第16号 十勝中央合併協議会会議運営規程の 一部を改正する規程	11分
日程第13	議案第17号 十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程	12分
日程第14	議案第18号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更に ついて	13分
日程第15	議案第19号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算	14分
日程第16	議案第20号 協議の進め方の変更について	16分
日程第17	議案第21号 合併協定項目の変更について	17分
日程第18	協議第1号 合併の方式について(再提案)	18分
日程第19	協議第34号 新町の名称について(新規提案)	21分
日程第20	協議第2号 新町の事務所の位置について(再提案)	22分
日程第21	協議第6号 公共的団体等の取扱いについて(再提案)	23分
日程第22	協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて(再提案)	24分
日程第23	協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて(再提案)	24分

日程第24	協議第23号	農林水産関係事業の取扱いについて（再提案）……	25頁
日程第25	協議第24号	商工労働観光関係事業の取扱いについて（再提案）・	26頁
日程第26	協議第25号	学校教育関係事業の取扱いについて（再提案）……	27頁
日程第27	協議第26号	社会教育関係事業の取扱いについて（再提案）……	29頁
日程第28	協議第28号	介護保険事業の取扱いについて（再提案）……	30頁
日程第29	協議第35号	新町建設計画について（新規提案）……	31頁
日程第30	第14回協議会の開催期日について……		40頁
日程第31	閉会……		41頁

会 議 録

第13回幕別町・忠類村合併協議会

1. 開催年月日 平成16年11月29日
2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール
3. 開会 11月29日 15時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (21名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨上良明 吉村学 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二
小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)
幕別町 杉山勝彦
7. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会
幕別町 企画室参事 羽磨知成(企画部会長)
農林課長 増子一馬(産業部会長)
学校教育課長 飛田栄(教育部会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宣(保健福祉部会長)
8. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画調整班長 原田雅則 計画班員 細澤正典 甲谷英司
9. 報告
報告第23号 経過報告について
報告第24号 十勝中央合併協議会規約の一部改正について
報告第25号 幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書について
報告第26号 十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について
報告第27号 十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正について
報告第28号 十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について
報告第29号 十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について

報告第30号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

10. 議案

議案第16号 十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程
議案第17号 十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程
議案第18号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について
議案第19号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算
議案第20号 協議の進め方の変更について
議案第21号 合併協定項目の変更について

11. 協議

協議第1号 合併の方式について（再提案）
協議第34号 新町の名称について（新規提案）
協議第2号 新町の事務所の位置について（再提案）
協議第6号 公共的団体等の取扱いについて（再提案）
協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて（再提案）
協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて（再提案）
協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて（再提案）
協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて（再提案）
協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて（再提案）
協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて（再提案）
協議第28号 介護保険事業の取扱いについて（再提案）
協議第35号 新町建設計画について（新規提案）

12. 会議録署名委員の指名

忠類村 南山弘美 齊藤順教

13. 傍聴人 (13人)

議事の経過

(平成16年11月29日 15時00分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 委員の皆様には、何かとお忙しい中にも関わりませず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

前回の第12回協議会以降の経過につきましては、のちほど、ご報告をさせていただきますが、さる11月25日、2町村の議会で合併協議会変更の議決をいただいたあと、合併協議会変更等の協議書に調印し、幕別町と忠類村の1町1村による合併協議が再スタートすることとなりました。

引き続き、私が会長を務めさせていただくこととなりました。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、委員の半数以上の出席がございますので、幕別町・忠類村合併協議会規約第10条第1項の規定により、ただ今から第13回幕別町・忠類村合併協議会を「開会」致します。

お手元の議事日程に従いまして、進めてまいりたいと思います。

長時間になるかと思われませんが、よろしくお願いを申し上げます。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

議案第16号の十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程が、まだ決定されておきませんので、現行の規程であります十勝中央合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定により、忠類村の南山委員、齊藤委員を指名致します。

[正副会長挨拶]

議長(岡田和夫) 日程第3、「正副会長挨拶」であります。初めに私から一言、ご挨拶を申し上げます。

合併協議が本年1月に始まって以来、^{またた}瞬く間に1年になろうとしております。

明後日から師走を迎えるわけでありませけれども、委員の皆様には、これから年末、そして新年、年度末と、公私ともにお忙しくなる時節であろうかと思ひますが、どうか今後とも、^{ばんしょうく}万障繰り合わせを頂き、本会議へのご出席を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

さて、本協議会は、幕別町と忠類村の議会議員の皆さん、そして、多くの住民の皆さんのご理解をいただき、再びスタートすることとなりましたが、任意協議会から1年以上かけてまいりましたこれまでの協議結果及び経過をもとに、住民の皆さん

んのさらなる福祉向上に向け、今後も多くの皆様のご協力をいただきながら、精力的に本協議を進めてまいりたいと考えております。

本協議会での委員の皆さんの一つひとつのご意見が、新しい町の骨格となり、やがて姿を成していくものと思います。

幕別町と忠類村の人口の規模、自治体としての規模に差はありますが、大きい小さい、多い少ないという数の論理ではなく、人として、お互いの立場を尊重し、相手を思いやる心を協議の基本としながら、委員の皆さんの英知と忌憚のないご意見をいただくととともに、2町村の住民の皆様のご意見もいただき、新町将来構想の将来像であります『人と大地が躍動し、みんなで築く ふれあいの郷土』、そういう、新しい町の姿を描いていくことができるといふふうに思っております。

これから、北海道にとって一番厳しい季節を迎えるわけであります。しかも、合併特例法の適用を受けるためには、来年3月末までに、北海道知事に廃置分合申請をしなければならないという、非常に短い期間での協議会の開催となりますため、1回の協議に要する時間も長丁場になるものと思われまます。

どうか、くれぐれもご健康にご留意をいただきますとともに、今後ともご協力を、ご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます、私から一言、ご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願いを申し上げます。

(拍手)

議長(岡田和夫) それでは、遠藤副会長から、ご挨拶をいただきます。

副会長(遠藤清一) それでは、私の方からも一言、ご挨拶を申し上げます。

これまで、新しいまちづくりを目指し、ともに協議してまいりました更別村が、住民アンケートの結果を重視、自立へと方向を転換し、この協議会を離脱されたところであります。

また、帯広市との合併協議を進めてまいりました中札内村におきましても、昨日、住民投票が行われました。その結果は、自立を望む住民が上回ったと、このような報道がなされております。

昨今の地方公共団体を取り巻く行財政の状況を考えるときに、合併するにも、また、自立するにあたりましても、ともに多くの困難と課題が山積しております。

私どもは、議会議員を始め、多くの住民の皆様のご理解をいただき、これまで、十勝中央合併協議会で決定された協議結果並びに協議経過を最大限尊重することとし、幕別町と忠類村の2町村で合併協議の継続をすることと致しました。

これまで、1町2村で協議した状況とは異なることも多いかと思いますが、新町のまちづくりの基本的な考え方と致しまして、お互いを尊重し、助け合い、支え合いながら、それぞれがこれまで培ってきた地域の力を結集し、協働して新しいまちをつくる、いわゆるパートナーシップによるまちづくりが大切、このように考えて

おります。

より強固な信頼関係を構築し、多くの課題を乗り越えていきたいと、このようにも考えているところであります。

委員の皆さま方におかれましては、短い協議期間で、多くの項目を協議しなければならず、年末年始と、大変お忙しい時期と存じますが、ご出席を賜りまして、今後とも、より一層のご協力とご指導を賜りますように、お願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願い致します。

(拍手)

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 次に、事務局より諸般の報告を致させます。

局長。

局長(金子隆司) 幕別町の杉山委員から、欠席される旨のご連絡をいただいております。

以上でございます。

[報告第23号 経過報告について]

議長(岡田和夫) それでは、報告事項に入ります。

日程第4、報告第23号、「経過報告について」から、日程第11、報告第30号、「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について」までを一括して報告し、その後、一括して質疑をいただいたのち、報告案件ごとに採決をしてまいりたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、報告第23号から、報告第30号までを一括してご報告申し上げます。

事務局長。

局長(金子隆司) 報告第23号、「経過報告について」から、報告第30号、「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について」まで、一括してご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き下さい。

まず、報告第23号、「経過報告について」、ご説明を申し上げます。

本協議会につきましては、協議会を設置する町村を3町村から2町村に変更し、協議会そのものは継続することとなりましたので、ここでは、平成16年11月5日に開催されました第12回十勝中央合併協議会から、本日に至るまでの経過を記載しております。

更別村の離脱を受けまして、幕別町、忠類村におきましては、それぞれの住民等の意見交換や議会特別委員会の調査・審議などを踏まえまして、11月25日に両町村議会での合併協議会変更の議決がなされました。

同日午後には、合併協議会変更協議書調印式が行われ、幕別町と忠類村の2町村による合併協議会が再スタートすることとなったところであります。

次に、報告第24号、「十勝中央合併協議会規約の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は2ページ、資料は1ページになりますが、資料の方をご覧ください。

左側が現行の規約、右側が改正後の規約でありまして、改正された部分をアンダーラインで示しております。

本規約につきましては、十勝中央合併協議会から更別村が脱退したことに伴いまして、関係条項の改正を行ったものであります。第2条の協議会の名称につきましては、設置町村が2町村になりましたことから、名称を端的に表すため、それぞれの町村名を冠して、「幕別町・忠類村合併協議会」としたものであります。

議案書をご覧ください。

附則で、この規約の施行日が、告示の日となっておりますが、平成16年11月25日に告示がなされております。

次に、報告第25号、「幕別町・忠類村併合併協議会規約に関する協議書」について、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き下さい。

本協議書につきましては、更別村の脱退に伴いまして、再度、協議書を取り交わしたものであります。内容的には、更別村の関係部分を削除、または修正したものであります。

なお、4ページにあります監査につきましては、更別村の柏木代表監査委員に代わりまして、幕別町の市川富美男代表監査委員を委嘱しておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、報告第26号、「十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正」について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページ、資料は2ページになりますが、資料の方をご覧ください。

本規程につきましても、更別村の脱退に伴いまして、題名、関係条項及び別表の改正を行ったものであります。

議案書の方になりますが、附則にあります施行日につきましては、平成16年11月25日とするものであります。

次に、報告第27号、「十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正」について、ご説明を申し上げます。

議案書は6ページ、資料は4ページになりますが、資料の方をご覧ください。

本規程につきましても、更別村の脱退に伴いまして、題名、関係条項及び別表の改正を行ったものでありますが、このうち、別表につきましても、従来、総務部会に行政分科会と人事分科会を別々に設けておりましたが、分科会を組織する職員が忠類村におきまして多数重複している上、協議内容についても、相互に関連性がありますことから、協議の効率性を高めるため、二つの分科会を統合するものであります。

議案書の方になりますが、附則にあります施行日につきましては、平成 16 年 11 月 25 日とするものであります。

次に、報告第 28 号、「十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正」につきましても、ご説明を申し上げます。

議案書、資料とも 7 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

本規程につきましても、更別村の脱退に伴いまして、題名、関係条項及び別表の改正を行ったものでありますが、このうち、3 条と別表につきましても、事務局の班の再編であります。

従来、事務局につきましては、「総務広報班」、「調整班」及び「計画班」の三つの班が置かれておりましたが、計画班が所掌^{しよしよ}しております新町建設計画につきましても、本日、提案・説明させていただくこととしており、残すところ協議会での協議と、北海道との事前協議のみという段階までできております。

一方で、調整班の所掌する事務事業の一元化作業につきましても、今後、細部の調整に入り、事務も輻輳^{ふくそう}してまいりますことから、この二つの班を統合し、「計画調整班」とするものであります。

議案書になりますが、附則にあります施行日につきましては、平成 16 年 11 月 25 日とするものであります。

次に、報告第 29 号、「十勝中央合併協議会財務規程の一部改正」について、ご説明を申し上げます。

議案書は 8 ページ、資料は 10 ページになります。

本規程につきましても、更別村の脱退に伴いまして、題名及び関係条項の改正を行ったものであります。

議案書の方になりますが、附則にあります施行日につきましては、平成 16 年 11 月 25 日とするものであります。

最後になりますが、報告第 30 号、「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正」について、ご説明を申し上げます。

議案書は 9 ページ、資料は 11 ページになります。

本規程につきましても、更別村の脱退に伴いまして、題名及び関係条項の改正を行ったものであります。

議案書の方になりますが、附則にあります施行日につきましては、平成 16 年 11

月 25 日とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 報告が終わりましたので、報告第 23 号から、報告第 30 号まで、一括して質疑をお受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 質疑がありませんので、それでは、これより採決をしまいいります。

報告第 23 号、「経過報告について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 23 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 24 号、「十勝中央合併協議会規約の一部改正について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 24 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 25 号、「幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 25 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 26 号、「十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 26 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 27 号、「十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 27 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 28 号、「十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 28 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 29 号、「十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 29 号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第 30 号、「十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、報告第 30 号は、報告のとおり承認されました。

[議案第 16 号 十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 12、議案第 16 号、「十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程」を議題と致します。

説明を求めます。

事務局長。

局長（金子隆司） 議案第 16 号、「十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 10 ページ、資料は 12 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

本規程につきましては、更別村の脱退に伴いまして、題名、関係条項、別表及び様式の改正を行おうとするものであります。

題名及び第 1 条につきましては、協議会の名称が「十勝中央合併協議会から」、「幕別町・忠類村合併協議会」に変更されたことに伴う改正であります。

別表につきましては、協議会名の改正と更別村に関わる部分を削るものであります。

13 ページになります。

様式第 1 号につきましては、協議会の名称変更による改正であります。

議案書の 10 ページをご覧ください。

附則につきましては、この規程の施行期日ではありますが、平成 16 年 11 月 29 日、本日から施行するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等をお受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問、ご意見がございませんので、議案第 16 号、「十勝中央合

併協議会会議運営規程の一部を改正する規程」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第16号は、原案のとおり決定されました。

[議案第17号 十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程]

議長(岡田和夫) 次に、日程第13、議案第17号、「十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程」を議題と致します。

説明を求めます。

事務局長。

局長(金子隆司) 議案第17号、「十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の11ページをご覧下さい。

本協議会につきましては、三つの小委員会が設けられ、合わせて六つの付託事項につきまして、それぞれ継続的に審議が行われてきたところであります。

これら三つの小委員会におけます審議の進捗状況^{しんちよく}を申し上げますと、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」につきましては、新町名称に関しましては、名称公募が終わり、候補の選考に入るという段階でありました。

また、議会議員の定数任期に関しましては、3町村議会の考え方を踏まえ、小委員会で審議を行おうとしていたところであります。

「地域自治組織等小委員会」につきましては、3町村が希望する地域自治組織のあり方が示され、これをベースに新町における自治組織の方向を見いだそうとしていた段階にありました。

三つ目の「新町建設計画小委員会」につきましては、新町建設計画、呼称は新町まちづくり計画であります。この計画案のうち、新町将来構想を引用して、計画に位置付ける部分の審議を終えたという状況にありました。

このように、いずれの小委員会におきましても、審議終了には至っておりませんが、あらかじめ議論^でが出尽くし、ほぼ結論を見いだせる状況にあったことに加え、今後は2町村の枠組みとなり、審議すべき範囲、論点^せが狭まったことなどを考え合わせますと、協議会本会議において十分な協議^うを尽くすことができるものと考えられますことから、小委員会の廃止を提案させていただくものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を、お受け致します。ございませんか。

(なしの声あり)

議長（岡田和夫） ご質問、ご意見がありませんので、議案第 17 号、「十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 17 号は、原案のとおり決定されました。

[議案第 18 号 平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 14、議案第 18 号、「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について」及び日程第 15、議案第 19 号、「平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」は、関連がございますので、一括して説明し、その後、一括して質疑を頂いたのち、議案ごとに採決をしてみたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 18 号及び議案第 19 号を一括して説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 議案第 18 号、「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 12 ページをお開き下さい。

表の中の網掛け部分が、今回、変更させていただく箇所ではありますが、このうち、主な変更点につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、表の 1 番上段の『協議会』の「会議開催予定欄」であります。11 月 29 日の第 13 回から、1 月 28 日の第 16 回までにつきましては、開催月日を含めて記載させていただいたところであります。

これは、特例法の期限が迫っている中で、今年度末までの合併申請期限から逆算を致しまして、議会の議決、住民説明会の期間を考慮致しますと、来年 1 月末までを目処に、合併協定項目の協議を終える必要があると考えられますことから、協定項目に関わる協議日程を明らかにさせていただいたものであります。

なお、第 17 回につきましては、万が一、1 月末までに協議が終了しない場合に備えまして、予備の開催として日程に入れさせていただいておりますので、ご承知置きいただきたいと思います。

次に、「新町建設計画の策定」欄についてであります。

この欄につきましては、小委員会の廃止によりまして、本日、建設計画案を提案させていただくこととしたものであります。

次に、「合併協定項目の協議」欄につきましては、議案第 20 号で協議をいただき

まず協議の進め方とも関係してまいりますが、基本的な考え方と致しましては、本日の第13回協議会では、2町村の枠組みとなったことに伴う単なる字句の修正など、比較的軽易な見直しが必要となる項目についての再提案。

第14回協議会では、2町村となったことで、内容的に見直しの必要のある項目についての再提案。

そして、第15回協議会では、これまで未提案となっていた項目の提案・説明というような想定をしているところであります。

最後に、「広報・広聴」欄であります。2月中旬に、それぞれの町村におきまして、合併協定項目に関わります住民説明会を予定をしているものであります。

引き続き、議案第19号、「平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開き下さい。

今回の補正予算につきましては、更別村の脱退に伴う経費の減額が主たる内容であります。予算の名称を「平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」から、「平成16年度幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出予算」に改めるとともに、債務の確定した経費、不足の生じる見込みの経費を含め、予算の補正をさせていただくものであります。

歳入歳出予算から789万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,341万2,000円とするものであります。

まず、歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・事務局費につきましては、62万7,000円を減額し、1,019万7,000円とするものであります。

9節・旅費は、日額支給職員の減員によるものであります。

11節・需用費及び14節・使用料及び賃借料は、コピー用紙及びコピー機借上の減額によるものであります。

19節・負担金は、職員の時間外勤務手当の増によるものであります。

2款・事業費、1項・事業推進費、1目・会議運営費につきましては、340万6,000円を減額し、618万1,000円とするものであります。

1節・報酬、9節・旅費につきましては、学識経験員の減員及び小委員会廃止に伴う減額であります。

11節・需用費は、コピー用紙、ファイル購入等の減少によるものであります。

14ページをお開き下さい。

13節・委託料は、小委員会廃止に伴う減。

14節・使用料及び賃借料は、協議会等における議案・資料にかかるコピー機リース料の減額であります。

2目・調査研究費につきましては、432万5,000円を減額し、755万8,000円と

するものであります。

13 節・委託料のうち、新町建設計画策定委託業務につきましては、建設計画の原案策定を自賄^{じまかな}いしたことによります契約額の減額であります。また、例規作成業務につきましては、更別村の脱退による減額であります。

3 目・広報広聴費につきましては、121 万 2,000 円を増額し、847 万 2,000 円とするものであります。

11 節・需用費のうち、協議会だよりの増額につきましては、発行回数及び発行枚数の増によるものであります。

13 節・委託料につきましては、住民説明会資料の全戸配布にかかる配送単価の減によるものであります。

4 目・名称公募費、75 万 1,000 円の減額につきましては、債務の確定によります各節の減額であります。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

13 ページにお戻り下さい。

1 款・負担金、1 項・負担金、1 目・負担金、469 万 7,000 円の減額につきましては、更別村の脱退日であります 11 月 25 日をもって精算を行うことによる、負担金の減額であります。

2 款・補助金、2 項・補助金、1 目・補助金、320 万の減額につきましては、補助対象経費の減少に伴う、北海道地域政策補助金の減額であります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、議案第 18 号及び議案第 19 号について、一括して、ご質問、ご意見等を承ります。

ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問、ご意見がございませんので、議案第 18 号、「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第 18 号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第 19 号、「平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第 19 号は、原案のとおり決定されました。

[議案第 20 号 協議の進め方の変更について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 16、議案第 20 号、「協議の進め方の変更について」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 日程第 16、議案第 20 号、「協議の進め方の変更」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 15 ページ、資料は 14 ページになります。

本議件につきましては、規約、規程など、いわゆる例規などとは異なり、一部改正という手法は馴染みにくいというふうに思われますことから、全面的に変更することで、ご提案させていただいたところではありますが、内容につきましては、第 1 回協議会で決定をいただきました「協議の進め方」を基本としておりますので、資料と致しまして、変更箇所対照表を添付させていただいたところでもあります。

それでは、資料に基づきまして、変更となっている点を中心に説明をさせていただきます。

第 2 項、「決定済合併協定項目の再提案」につきましては、新たな項目として付け加えたものであります。

更別村の脱退によりまして、協議会を設置する町村が 3 町村から 2 町村になりましたが、協議会組織そのものは継続しておりますことから、決定済の 32 項目につきましては、決定されたものとして扱うこととなります。

しかしながら、これら調整方針の中には、字句の修正や部分的な見直しを要するものもありますことから、これらの合併協定項目につきましては、再提案させていただき旨を定めたものであります。

次に、第 3 項、「協議の進め方」の第 2 号及び第 3 号ではありますが、ただ今、ご説明をさせていただきましたように、「再提案」させていただき合併協定項目につきましては、字句の修正や部分的な見直しが主たる内容でありますので、提案時に協議を行うことと致しましても、十分な協議をいただけるものと考えられますことから、第 2 号中に、『今回提案・次回協議』の例外を定めるとともに、合併協定項目以外の協議事項の取り扱いにつきまして、新たに第 3 号を起こして定めたものであります。

また、第 4 号につきましては、「審議」から「協議」に字句の修正をさせていただいておりますが、従来から、規約及び規程の上では、協議会については「協議」、小委員会については「審議」という字句を用いて区別されておりますことから、これに沿った用法に改めるものであります。

15 ページになりますが、フロー図につきましては、小委員会に関わる部分を削除致しますとともに、合併協定項目の再提案及び合併協定項目以外の協議事項につき

まして、図示をさせていただいたところであります。

なお、16 ページから 23 ページまでにつきましては、決定済の合併協定項目と、その調整方針を一覧表にして整理したものでありますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を、お受け致します。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご質問、ご意見がございませんので、議案第 20 号、「協議の進め方の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 20 号は、原案のとおり決定されました。

[議案第 21 号 合併協定項目の変更について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 17、議案第 21 号、「合併協定項目の変更について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 議案第 21 号、「合併協定項目の変更」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 16 ページをお開き下さい。

本協議会において協議されます合併協定項目につきましては、第 1 回協議会において 45 項目と決定されたところでありますが、これらのうち、協議項目 7 番の「地域審議会の取扱い」につきましては、これまでの地域自治組織等小委員会の審議の中で、『地域審議会を設置しない』との意向が確認されておりますことから、合併協定項目から削除するものであります。

なお、7 番を欠番扱いと致しましたのは、合併協定項目番号につきましては、本協議会で管理するすべての文書に共通する固有の番号として使用していることによるものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を、お受け致します。よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご質問、ご意見がありませんので、議案第 21 号、「合

併協定項目の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、議案第21号は、原案のとおり決定されました。

[協議第1号 合併の方式について]

議長(岡田和夫) それでは、協議を続けますけども、先ほど、「協議の進め方の変更について」を決定いただきましたとおり、再提案項目につきましては、本日、提案・説明し、協議をいただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

日程第18、協議第1号、「合併の方式について」を議題と致します。

議案書は17ページ、資料は24ページから28ページとなりますが、合併の方式につきましては、自治体の存続そのものに関わり、今後の合併協議を左右する問題であるとともに、住民の皆さんの関心も深く、住民の皆さんの合意の上での協議が求められるところであります。

また、このようなことに加え、忠類村の意向でありまして、本日、白紙提案とさせていただきます。

委員の皆様にご意見等がありましたら、お伺いを致したいというふうに思います。

齊藤委員。

委員(齊藤順教) 今、合併の方式ということで、白紙の提案がありましたが、私は忠類村議会の合併調査特別委員会の委員長として、特別委員会での判断を参考までに申し上げたいと存じます。

去る11月16日に第22回の特別委員会を開催致しまして、幕別町との協議継続について審議をし、決定を致しましたが、その折りに、合併の方式についても、議題と致しました。

結論から申し上げますと、編入方式^{へんにゅう}ということですが、当然、協議会の委員につきましては、11名が継続で、今後は11対11の対等の立場での協議となります。

今まで3町村で協議をしてきた内容も、基本的に活かされるようであります。

合併方式につきましては、非常にデリケートな、住民の感情に関わる問題でありまして、一部の声では新設方式でという意見もあり、十分検討させていただきましたが、編入方式であっても、お互いの信頼関係を深めあって、新設方式と何ら変わる事のない協議が可能であると判断致し、編入方式としたものであります。

以上、特別委員会の審査経過を簡単に申し上げさせていただきました。

以上であります。

議長（岡田和夫） ありがとうございます。

ただ今、齊藤委員から、忠類村議会合併問題調査特別委員会の審議経過を、ご報告をいただきました。

ほかにありませんか。

遠藤副会長。

副会長（遠藤清一） お許しを頂きましたので、発言の場を与えていただきたいと思います。

この協議第1号の「合併の方式」に関しましては、実は私の方から白紙での提案を申し上げたところであります。

と申しますのは、本来でございますと、事務レベルから協議が積み上げられまして、最終的には幹事会を経て、調整方針が提案される、こういうことだというふうに考えております。

しかしながら、そうした場合には、人口や面積を始め、行財政、産業面など、あらゆる面におきまして、圧倒的に幕別町の規模が忠類村を上回っておりますので、これらの差を先進事例に当てはめてみますと、編入合併が妥当であるという答えは容易に見いだせるものというふうに考えているところであります。

しかしながら、一方では、他の協定項目と異なりまして、調整方針を決定するに当たりましては、絶対的な物差しがないということも言えるのではないかとこのように思っております。

具体的に申し上げますと、第1回協議会で事務事業の調整方針が決定されましたが、そこに謳われた三つの原則、一つには公平性の原則、二つ目には健全な財政運営、三つ目には受益と負担の原則であります。合併の方式に関しましては、この3原則で割り切れない、馴染みにくい項目であるというふうにも考えております。

私は、むしろ、お互いの町村のプライドと申しましょうか、あるいは住民感情と申しましょうか、これらによって左右される非常にデリケートなものであるというふうに考えております。

このようなことから、ただ今、本村の齊藤特別委員長から特別委員会での審議過程をご説明申し上げましたように、特別委員会のほか、協議会の委員の方々を始め、住民組織や住民懇談会でも、合併の方式を話題とさせていただき、熟慮する時間を頂戴してきたところでもあります。

私と致しましては、いかに小さな村でありましても、分村以来55年間ではあります。忠類村の歴史を刻んでこられた諸先輩や、忠類村に誇りを持って暮らしていらっしゃる愛郷心に満ちた村民の方々の、その気持ちを思いますと、できるなら新設合併ということも考えておりました。

しかしながら、合併の方式が、新設合併であっても、規模の大きな方に一方的に

合わせていくなれば、名ばかりの新設合併、このようになってしまうのかなと考えてもおります。

合併協議や新町のまちづくりに向けて、一番重要なことは、ここで合併の方式にこだわらず、お互いがパートナーとして、対等な立場で気持ちを尊重し合えること、信頼し合えることであり、それが忠類村民の幸せにもつながるものだろうと、こうも思っております。

幸いに致しまして、これまで合併協議を通じまして、幕別町さんの温かい配慮や思いやりといったものを、私自身、十分肌で感じさせていただいているところでもあります。

このようなことから、私と致しましては、少しでも村民が幸せになれるよう、そして、合併後1日も早く、新町の町民が一体となれるよう、なお一層のご高配をお願い申し上げ、調整方針の素案をお示しさせていただきたいと、このように考えておりますので、これをもとに、ご協議をいただければありがたいというふうに考えております。

どうか、よろしく願いを申し上げます。

議長（岡田和夫） 遠藤副会長から、忠類村の住民の皆さんの思い、そして、合併協議に対する思いを、お話いただきました。

私も冒頭^{ぼうとう}の挨拶で申し上げましたように、お互いの立場を尊重し、思いやり、そして信頼し合うことが、この合併協議だけではなく、これから私たちの子供や孫のための新しい町をつくっていく過程で、最も大切なことであろうというふうに考えております。

どうも、遠藤副会長、ありがとうございました。

ほかに、ご意見等ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ただ今、遠藤副会長からお話のありました素案を配付致しますので、^{さんじ}暫時、休憩を致します。

15：46 休憩

15：47 再開

議長（岡田和夫） 休憩を^と解いて、再開致します。

協議第1号、「合併の方式」につきましては、白紙で提案をさせていただきましたが、ただ今、配付致しました素案を原案として私の方から提案させていただいたものとし、ご協議をいただきたいと存じます。

ご意見等ございましたら、お受け致します。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第1号、「合併の方式について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第1号は、原案のとおり決定されました。

[協議第34号 新町の名称について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第19、協議第34号、「新町の名称について」を議題と致します。

議案書は27ページ、資料は49ページ、50ページになりますが、これにつきましても、合併の方式に関わりが深いため、本日、白紙提案とさせていただきます。

委員の皆さんに、ご意見等がございましたら、お伺いを致したいというふうに思います。

杉坂委員。

委員(杉坂達男) 本件について、提案を申し上げます。

本件につきましては、私ども忠類村民が、すぐ近くにある駒畠^{こまはた}、糠内^{ぬかない}、かつて我々の先輩たち、帯広に出るにも、糠内の道路を^な通って帯広に出たそうであります。

いろんな地名、道路などの名前があるそうではありますが、これらも、先人が苦勞^{せんじん}しながら、忠類村の人々がそこを^{ざっこく}通って、帯広に雑穀である、あるいは公益の道路として通ったそうであります。

言ってみれば、この地区の名前そのものも、我々は今まで非常に慣れ親しんでまいりました。

今、ここに新しい町ができるときに、私は、編入の方式であるとか、あるいは先進事例によらず、我々はそんな思いで、止若^{やわわか}の時代、そして幕別の時代、そういうふうなことを見聞きする中で、本件につきましては、幕別町と冠^{かん}することを、ご提案申し上げます。

議長(岡田和夫) ありがとうございます。

ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、それでは、ただ今、杉坂委員からお話のありました素案を配付致しますので、暫時、休憩を致します。

15:50 休憩

15:51 再開

議長（岡田和夫） 休憩を解いて、再開致します。

ここで、お諮り^{はか}を致します。

「新町の名称」につきましては、白紙で提案をさせていただきましたが、合併の方式と同様に住民の皆さんの大きな関心事の一つでありますことから、新規提案がありますが、協議の進め方の例外として、ただ今、配付致しました素案を原案として私の方から提案させていただいたものとし、本日、ご協議をいただきたいと存じます。

本日、協議とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、本日、協議することと決定を致しました。

それでは、ご意見等ございましたら、お受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 34 号、「新町の名称について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 34 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 2 号 新町の事務所の位置について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 20、協議第 2 号、「新町の事務所の位置について」を議題と致します。

説明を致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 2 号、「新町の事務所の位置」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 18 ページ、資料は 29 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

左側が決定済、右側が今回、再提案させていただいた調整方針であります。決定済の内容から、アンダーラインを引いてあります「更別村役場及び」という字句を削るものであります。

議案書をご覧ください。

この結果、調整方針と致しましては、

『新町の事務所の位置は、現幕別町役場とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とする』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 2 号、「新町の事務所の位置について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 2 号は、原案のとおり決定されました。

ここで、4 時 10 分まで休憩を致します。

15 : 54 休憩

16 : 08 再開

[協議第 6 号 公共的団体等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 休憩を解いて、再開致します。

次に、日程第 21、協議第 6 号、「公共的団体等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 6 号、「公共的団体等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 19 ページ、資料は 30 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

決定済の内容中、「3 町村」とあるのを「2 町村」に修正するものであります。

議案書をご覧ください。

以後、再提案されます協議項目につきましては、修正箇所が含まれている部分のみ朗読させていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

調整方針と致しましては、

『1 2 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 6 号、「公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 6 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第22、協議第7号、「補助金・交付金等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第7号、「補助金・交付金等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は20ページ、資料は31ページになりますが、資料の方をご覧ください。

決定済の内容中、「3町村」とあるのを「2町村」に修正するものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。

2 2町村において、独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つよう調整する』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第7号、「補助金・交付金等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第7号は、原案のとおり決定されました。

[協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第23、協議第20号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第20号、「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は21ページ、資料は32ページになりますが、資料の方をご覧ください。

決定済の内容中、2町村が幕別町と更別村を指しておりますことから、「2町村」とあるのを、「幕別町」に修正するものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 20 号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 20 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 23 号 農林水産関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 24、協議第 23 号、「農林水産関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 23 号、「農林水産関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 22 ページ、資料は 33 ページからになりますが、資料の 34 ページをご覧下さい。

農作物試験展示圃場^{ほじょう}につきましては、幕別町にのみ設置されており、施設統合の必要がなくなりましたので、ただし書きを削るものであります。

農業ゆとりみらい総合資金貸付事業につきましては、「新町の事業として再編する」と決定されておりましたが、この調整方針に基づき調整を行った結果、幕別町の現行制度をそのまま新町に適用することとなりましたので、「新町の事業として」を、「幕別町の例により」と、するものであります。

なお、印部分につきましては、利率の設定方法を記載したものであります。

結婚祝金につきましては、更別村独自の事業でありますので、事業そのものを削るものであります。

33 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました事業に該当する部分を整理したものであります。

議案書をご覧下さい。

調整方針と致しましては、

『2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』

5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、幕別町の例により、合併時に再編する』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 23 号、「農林水産関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 23 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 24 号 商工労働観光関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 25、協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 23 ページ、資料は 35 ページからになりますが、資料の 36 ページをご覧下さい。

中小企業融資事業につきましては、「合併時に再編する」と決定されたところでありますが、この調整方針に基づき調整を行った結果、資金ごとの貸付条件及び補助制度の内容について、再提案欄に記載のとおりとすることとなったものであります。

このうち、設備資金につきましては、国民生活金融公庫等の貸付限度額が 3,000 万円以上であり、これに対する忠類村の利子補給対象限度額が 3,000 万円となっているため、これに合わせるものであります。

中小企業利子等補給事業につきましては、「中小企業融資事業として合併時に再編する」と決定されたところでありますが、この調整方針に基づき調整を行った結果、ただ今、ご説明申し上げましたとおり、中小企業融資事業の補助制度に統合することとなりましたので、本事業を「合併時に廃止する」こととし、「合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐ」こととしたものであります。

37 ページをご覧下さい。

勤労者対策事業のうち、勤労者福祉資金貸付事業につきましては、「新町の事業として再編する」ことと決定されておりましたが、この調整方針に基づき調整を行った結果、幕別町の現行制度をそのまま新町に適用することとなりましたので、

「新町の事業として」を、「幕別町の例により」と、するものであります。

商工業後継者結婚祝金事業と、その次の消費生活モニターにつきましては、更別村独自の事業でありますので、事業そのものを削るものであります。

35 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました事業に該当する部分を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『2 中小企業利子等補給事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。

4 勤労者福祉資金貸付事業については、幕別町の例により、合併時に再編する』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 24 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 25 号 学校教育関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 26、協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 24 ページ、資料は 38 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業につきましては、幕別町と忠類村の制度が同一内容でありますので、「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」との表現に修正するものであります。

40 ページをご覧ください。

公立幼稚園につきましては、幕別町にのみ設置されており、事業内容の調整の必要がなくなりましたので、ただし書きを削るものであります。

41 ページをご覧ください。

私立幼稚園就園奨励費補助事業につきましては、「及び更別」の字句を削るとともに、「統合」から「再編」に修正する部分につきましては、本来、「再編」とすべきところを「統合」の字句を用いておりましたので、今回、修正させていただくものであります。

と言いますのは、すべての町村に制度があって、これを一つの町村の制度に合わせる場合は「統合」となりますが、制度のない町村がある場合、つまり一つの町村の制度を新町全域に拡大する場合には「再編」という字句を用いるとのルールにより、使い分けを致しております。

今回の場合には、忠類村には制度がなく、幕別町の制度を新町全域に拡大しようとするものでありますので、「再編」の字句を用いることとさせていただくものであります。

42 ページをご覧ください。

私立幼稚園入園料及び保育料補助事業につきましては、「新町の事業として再編する」とことと決定されておりましたが、この調整方針に基づき調整を行った結果、幕別町の現行制度をそのまま新町に適用することとなりましたので、「新町の事業として」を「幕別町の例により」と、するものであります。

43 ページをご覧ください。

学校給食につきましては、「給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する」とことと決定されておりましたが、この調整方針に基づき調整を行った結果、このうち会計方式につきましては、新町としての金銭管理上、できる限り早い時期に統一することが好ましいものと考えられますことから、「幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する」とこととするものであります。

38 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました事業に該当する部分を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する』と、する

ものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 学校教育関係事業の取扱いについて、説明が終わりました。

ご意見ございましたらお受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 25 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 26 号 社会教育関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 27、協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」を議題とします。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 25 ページ、資料は 44 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

図書館、図書室につきましては、「並びに更別村」の字句を削るものであります。

46 ページをご覧ください。

学校開放につきましては、「事業内容及び許可対象については、新町において調整する」と決定されておりましたが、この調整方針に基づき調整を行った結果、このうち、許可対象につきましては、「忠類村の例により、合併時に統合する」とこととなりましたので、文書表現を改めるものであります。

44 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました事業に該当する部分を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 5 図書館（室）については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。

7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 26 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 28 号 介護保険事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 28、協議第 28 号、「介護保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 28 号、「介護保険事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 26 ページ、資料は 48 ページになりますが、資料の方をご覧ください。

介護保険料減免制度につきましては、「事業のあり方について、合併時までに調整する」と決定されておりましたが、この調整方針に基づき調整を行った結果、制度本来の姿に戻すことが好ましいとのことから、「合併時に廃止する」とこととなったものであります。

調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました事業に該当する部分を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『3 介護保険料減免制度については、合併時に廃止する』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第 28 号、「介護保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 28 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 35 号 新町建設計画について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 29、協議第 35 号につきましては、本日は、提案・説明とし、次回に協議を致します。

それでは、日程第 29、協議第 35 号、「新町建設計画について」を議題と致します。事務局より説明致します。

事務局次長。

次長（上野寛） 協議第 35 号、「新町建設計画について」につきまして、ご説明致します。

素案の説明に入ります前に、建設計画策定の基本的な考え方などにつきまして、ご説明させていただきます。

建設計画は、合併した場合の新町の将来像、まちづくりの方向性を描くものでございますが、その内容及び構成につきましては、合併特例法の規定に基づいて整理をしております。

また、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためには、この計画の中に該当する事業が盛り込まれていることが前提となりますことから、なるべく多くの事業が網羅されるよう、この計画自体の中では、具体的な事業名や規模等は書き込まず、抽象的な表現に止めておくようにしております。

従いまして、建設計画の中には、ある程度具体的な書き込みがされるものと考えられている方もおられると思いますが、ご理解を頂きたいと存じます。

続きまして、お手元に別添 2 枚物の資料、「新町建設計画案における意見・提言の措置状況」、この資料をご覧いただきたいと思います。

ここには、3 町村のときの新町建設計画小委員会でのご意見・ご提言や、住民検討組織、住民説明会でのご意見・ご提言をまとめております。

個々の説明は省略させていただきますが、計画素案には、これらの意見・提言の反映とともに、町村関係各課や企画部会の確認作業などを経て、整理をしております。

更別村の離脱に伴う計画素案の作成の基本的な考え方でございますが、2 町村による将来構想を作り直す時間がございませんので、3 町村による将来構想の主要な部分を織り込んだ中で、2 町村としての建設計画を策定するという方法をとらせていただきました。

従いまして、3 町村による将来構想のまちづくりの基本方針など、生かすことのできる部分は、できる限り踏襲しながら整理をするとともに、幕別町、忠類村、2 町村による新しいまちづくりの方向性をより明確に打ち出すような文言の修正をしております。

それでは、計画素案の説明に移らせていただきます。

始めに、計画の表題でございますが、第 8 回新町建設計画小委員会におきまして、

この計画の名称を、「新町まちづくり計画とする」と決まっておりますので、この決定に沿って整理をしております。

次に、目次をご覧ください。

計画の構成につきましては、第7回小委員会で確認をしていただいておりますが、第2章で2町村の概況、第3章で合併の必要性和効果について、一部文言の修正を加えて記載しております。

なお、第4章以下は、新町におけるまちづくりの方向性、主要施策、北海道事業の必要性、公共施設等の統合整備、財政計画、そういう構成になっております。

それでは、1ページをご覧ください。

第1章では、「計画策定の趣旨、計画の構成、計画の期間」について。

2ページから10ページまでは、「第2章 地域の概況」としまして、2町村の位置と地勢、人口及び世帯数の推移、産業の状況、公共施設の整備状況などについて、記載してございます。

11ページから12ページでは、「第3章 合併の必要性和効果」として、市町村を取り巻く背景と合併の必要性、効果について記載しております。

これらは、先ほども申し上げましたとおり、将来構想からの引用でございますので、説明は省略させていただきます。

13ページをご覧いただきたいと思っております。

「第4章 新町のまちづくりの基本方針」、こちらでは、人口世帯数などの主要指標の見通し、新町の将来像、まちづくりの基本目標、地域別整備方針という項目で、新町としての目指す将来の姿を記載してございます。

第1節では、新町の人口と世帯数、産業別就業人口の将来見通しを記載しており、推計の考え方はこれまでに説明してきた内容と変わりございません。

次に、15ページをご覧ください。

「第2節 新町の将来像」の「1 まちづくりの基本理念」でございますが、2町村による合併協議となったことを機に、より強固な信頼関係で、協働により新たなまちづくりの可能性を求めていくという考えで、3町村の将来構想におけるまちづくりの基本理念を基本としつつ、よりわかりやすい表現に修正をしております。

「2 新町の将来像」及び16ページの「第3節 新町のまちづくりの基本目標」につきましては、3町村の将来構想の内容をそのまま引用しておりますが、基本目標2の農業関係の記載部分につきましては、更別村が抜けたことによる農業生産規模の変化を踏まえまして、一部文言の修正をしております。

次に、19ページをご覧ください。

「第4節 地域別整備方針」についてでございますが、3町村の将来構想に記載した内容を基本に、2町村のこれまでのまちづくりの方向性を継承しながら、幕別地域につきましては、新町の拠点としての機能の整備と、交通の利便性を生かした

産業振興などを展開するエリア。

忠類地域は、観光・交流の活発な展開と、コミュニティの充実した定住環境の整備を促進するエリアという考えで、より具体的な表現に修正してございます。

ここまでが3町村による将来構想を基本に、文言の修正を加えて整理をした部分でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

ここからが、建設計画の本題に入ります。

第5章では、新町の主要施策として、施策を推進するに当たっての基本的な考え方、施策の体系、基本目標ごとに関連する施策や主要事業などについて記載しており、まちづくり計画の根幹となる部分でございます。

第1節では、第5章全般に通じる基本的な考え方としまして、これからのまちづくりは、地域経営という観点から、住民自治組織、NPO法人など、行政以外の公共的な役割を担う主体を積極的に育成、支援していくことを通じて、住民と行政の適切な役割分担を形成していくという視点。

二つ目としまして、生活環境の整備水準の格差是正と均衡ある発展、新町として一体性を速やかに形成していくという視点に立ち、新町全体に効果を及ぼすもの、新町全体としてみたときにふさわしいかということに留意しながら、施策を推進していくという考えでございます。

なお、この計画に掲載されている施策や事業は、実施することが担保されるものではなく、その時々々の財政状況、社会状況に応じて、柔軟な対応が必要であるということをつけ加えてございます。

21ページの第2節では、施策の体系として、基本目標ごとに関連する施策を1ページにまとめてございます。この区分によりまして、22ページ以降の内容を整理しております。

なお、各分野ごとの整備は、施策の方向性については文章で表現し、具体的な事業が想定されるものについては、主要事業の表の中に記載してございます。

22ページをご覧ください。

22ページから25ページにかけては、「基本目標1」とともに考え、ともに創る活力あるまちづくり」に関連する事項としまして、「1 交流連携の推進」から、「6 行財政運営の効率化」まで、六つの項目に分けて、施策と主要事業を整理しております。

「1 交流連携の推進」では、新町としての一体性を速やかに形成していくための施策や事業、「2 コミュニティ活動の推進」では、住民自治活動の基本であるコミュニティ活動への支援などを掲げておりますが、特に「3 協働のまちづくりの推進」では、これからは、さまざまな分野で、住民と行政の協働によるまちづくり事業を推進し、より望ましい協働の関係をつくりあげていくことが必要でありま

すことから、政策形成に参加できる機会の拡大や、住民への積極的な情報提供を通じて、住民と行政の協働の仕組みづくりを整備してまいりたいという考えでございます。

23 ページ、下段の囲みは、住民と行政による協働のまちづくりのイメージを描いていただくため、事業として想定される事例を参考に挙げてございます。

次に、24 ページをご覧ください。

「4 定住の促進」についてであります。これは住民説明会や住民検討会議において要望があった事項でございます。

定住対策は、魅力ある住環境の整備を始め、就労機会の確保や子育て支援など、多方面にわたる分野での取り組みが必要でございます。

地域の特性を生かした多方面にわたる分野での取り組みを総合的に推進するとともに、定住促進のための新たな支援制度の創設も重要であると考えてございます。

25 ページの「6 行財政運営の効率化」では、これから厳しい財政運営が予想される中で、組織・機構の不断の見直し、適正な定員管理、施策の優先度、あるいは緊急度といったことを考慮し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分、職員の意識改革と政策形成能力の向上とともに、施策や事業について検証、評価し、不断に見直しをしていくという行政評価の導入についても、地域経営の視点から重要な取り組みとして挙げております。

次に、26 ページをご覧ください。

26 ページから 30 ページにかけましては、「基本目標 2 農業を核に競争力のある産業のまちづくり」に関連する事項としまして、「1 地域を支える農林業の振興」から、「4 雇用対策の推進」までの四つの項目に分けて、施策と主要事業を整理しております。

「1 地域を支える農林業の振興」では、土地改良事業など生産基盤の整備充実、安全・安心な農産物の供給に関連しての環境保全型農業の推進、^{ちざんちしょう}地産地消や^{しょくいく}食育の推進、地域ブランドの形成などを挙げております。

また、農業を核とした新たな産業興^{おこ}しと、それによる雇用の場の確保に関する取り組み、安定した農業経営を支援するための融資制度の充実、基幹産業である農業を守り育てていく上で重要な課題である担^{にな}手^て対策につきましては、農業生産法人やコントラクターの育成、新規就農希望者の養成など、多様な形で担^{おこ}手の育成を図っていくということを挙げております。

林業の関係では、森林は木材の生産のみならず、^{すいげんかんよう}水源涵養、土砂流出防止、大気保全、^{ほけんきゅうよう}保健休養などの公益的機能を有しておりますことから、そうした面にも着目した森林整備の推進、森林の育成などを挙げております。

次に、28 ページをご覧ください。

「2 地域に根ざした商工業の振興」では、中心市街地の商店街の活性化が大きい

な課題となっておりますことから、大型店では求めることのできない相互交流を目指すホスピタリティを確立し、活気のある賑わいの場としての機能と日常的な利便性の向上、地域福祉の一端を担う機能の保持、コミュニティビジネスの展開スペースの提供による空き店舗や遊休地の活用などを通じて、商店街の活性化を図ってまいりたいという考えでございます。

次に、工業の関係では、既存企業の経営基盤強化への支援とともに、雇用の場の創出を目指して、新たな産業の立地誘導、日常生活に密着した分野における新たな事業の創出を推進してまいりたいという考えでございます。

なお、コミュニティビジネスという言葉につきましては、聞き慣れない方もおられると思いますので、イメージをつかんでいただくために、29 ページに事業例を参考として記載してございます。

次、30 ページをご覧くださいと思います。

「3 地域の特色を生かした観光振興」では、既存の観光資源に加えて、農業との連携による食と体験にスポットを当てた観光の推進を柱として、地域の食の魅力を高めるとともに、観光客と住民の交流機会となるイベントによるPRなど、住民、事業者、行政等の観光振興の担い手が連携を密にして、観光振興プランの策定や体験型観光プログラムの開発と、新たな観光事業の創出に取り組んでまいりたいという考えであります。

「4 雇用対策の推進」であります。雇用というのは、産業の振興と表裏一体の関係でありますことから、産業振興を図ることが雇用の場の確保につながるものと考えております。

従いまして、農林業、商工業、観光などの各分野において、各種の取り組みを進めていく中で、新たな雇用の場の創出に努めてまいりたいという考えであります。

続きまして、31 ページでございます。

31 ページから 33 ページにかけましては、「基本目標3 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」に関連する事項としまして、「1 健康づくりの推進」から、「6 アイヌの人たちへの福祉の充実」まで、六つの項目に分けて施策と主要事業を整理しております。

「1 健康づくりの推進」では、保健センターなど、行政の機関と医療機関との連携による住民の健康づくりの推進、身近な医療機関の整備や救急医療体制の充実などを挙げております。

「2 地域福祉の充実」では、少子高齢化社会の進展にあわせて、高齢者福祉等に対する対応が一層きめ細かく、多様な展開が求められますので、サービスを必要とする人と提供する人とが結ばれる環境づくりの取り組みを挙げております。

また、民間事業者との連携強化、高齢者や障害者に配慮した住環境の整備、健康で働く意欲があり、知識や技能を有する高齢者や障害者が地域社会で活躍・貢献す

ることができるよう、高齢者や障害者の社会参加の機会の拡充などを挙げております。

なお、主要事業の表の中にあります「地域福祉プラットフォーム型システムの構築」につきましては、その趣旨を次のページの囲みの中で記載してございます。

このほか、「3 高齢者福祉の充実」では、在宅福祉サービスの充実、介護サービスや支援体制の充実、「4 障害者福祉の充実」では、障害者の自立や社会参加を促進するための支援の充実、「5 児童福祉・子育て支援の向上」では、各種の子育て支援サービスの充実により、子供を安心して生み育てることのできる環境づくり、「6 アイヌの人たちへの福祉の充実」では、アイヌの人たちが今後とも社会的・経済的に安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実や生活環境の改善に向けた取り組みなどを挙げております。

次に、34 ページをご覧ください。

34 ページから 37 ページにかかけましては、「基本目標 4 文化の香る心豊かな学びのまちづくり」に関連する事項と致しまして、「1 生涯学習の推進」から、「6 次代を担う人材の育成」まで、六つの項目に分けて、施策と主要事業を整理しております。

「1 生涯学習の推進」では、あらゆる世代にとっての学習機会の充実を図るため、住民と行政が協働で学習プログラムの策定に取り組むこと、趣味・教養など、自己完結型の学習だけではなく、地域づくりや福祉活動、コミュニティビジネスの手法、地域資源の掘り起こしなど、実践的な学習カリキュラムの開発を進めるとともに、学んだ成果を地域づくりの活動に生かすことのできる「地域還元型生涯学習」の展開を目指すことなどを挙げております。

「2 幼児教育・学校教育の充実」では、幼稚園と保育所の交流、教育環境の整備充実、学校施設の計画的な整備など、「3 学校と地域社会との連携」では、学校と地域社会との交流機会の拡充などを挙げております。

次に、36 ページをご覧ください。

「4 地域文化の継承と創造」では、芸術・文化活動の振興のほか、埋蔵文化財^{まいぞう}など歴史遺産の保全・伝承、郷土を知るための学習機会の充実などを挙げております。

また、アイヌ文化の保存・振興に関しては、国が中心となって検討を進めておりますアイヌ伝統的生活空間の実現に向けて、国や道に働きかけていくというものでございます。

「5 スポーツ活動の推進」では、健康づくり、コミュニティの育成などの観点から、体育施設の整備充実とともに、スポーツ団体の交流、地域のスポーツクラブの育成などを挙げております。

特に、地域のスポーツクラブにつきましては、学校におけるクラブ活動を始め、

学校開放活動も少子化・過疎化等の影響で、競技種目、構成人員などに変化が生じてきております。

そこで、地域におけるスポーツクラブを立ち上げ、これが受け皿となって、地域の子供たちを始め、住民のスポーツ活動を推進するというものであります。

「6 次代を担う人材の育成」では、これからの地域社会を担う人材の育成を、他地域との交流などを通じて進めてまいりたいという考えでございます。

次、38 ページをご覧ください。

38 ページから 42 ページにかけましては、「基本目標 5 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」に関連する事項としまして、「1 自然環境と調和したまちづくり」から、「9 冬の生活利便性の確保」まで、九つの項目に分けて、施策と主要事業を整理しております。

「1 自然環境と調和したまちづくり」では、自然環境や生態系に配慮した河川の整備、公園緑地の整備などにより、秩序ある土地利用と環境保全に努めてまいりたいという考えであります。

「2 地域の暮らしをつなぐ交通網の整備」では、国道、道道などの幹線道路や生活に密着した町道の整備促進、また、交通便利性の確保と交流推進の観点から、地域住民の足であるバス路線の運行維持、高齢者や交通手段を持たない人たちのために、地域内を循環するバスの運行などに取り組むとしております。

「3 快適な住環境の整備」では、若者の定住促進や高齢者、障害者に配慮した住環境の整備、秩序ある宅地造成の促進、計画的な公営住宅の整備、火葬場及び墓地の整備、新町としての統一的な標識・看板の整備を含めた魅力ある景観の形成などにより、快適でゆとりとやすらぎのある住環境を整備してまいりたいという考えでございます。

次、40 ページをご覧ください。

「4 上・下水道の整備」では、安全な水道水の安定供給のための上水道、簡易水道の整備や、生活環境の向上と水質保全を図るための公共下水道などの整備、さらに、下水道の処理が難しいところについては、合併処理浄化槽の設置などにつきまして、計画的に推進してまいりたいということでございます。

「5 循環型社会の構築」では、環境問題に対する理解を深め、循環型社会の形成を進めるため、環境教育や体験学習の推進、資源回収の奨励やリサイクルの推進、公共施設の省エネルギー化、廃棄物の適正処理などを挙げております。

「6 消防・防災体制の整備」では、消防・救急車両の更新や消防施設・情報通信設備の整備、新たな地域防災計画の策定や住民の防災意識の啓発を通じての自主防災組織の育成など、「7 交通安全・防犯対策の推進」では、関係機関との連携による交通安全意識の徹底と地域ぐるみの防犯対策の推進などを挙げております。

42 ページをご覧ください。

「8 情報通信基盤の整備」では、住民の利便性の向上、旧町村間の距離感の解消、地域間の情報格差の解消などの観点から、ブロードバンド環境の整備や行政情報通信サービスの充実など。

「9 冬の生活利便性の確保」では、冬期間の道路の確保や高齢者世帯等の安全確保のため、関係団体や地域と連携した除排雪の体制づくりなどを挙げております。

続きまして、43 ページの「第6章 北海道事業の必要性」についてでございます。

ここでは、新町のまちづくりにおける北海道の役割と、期待する北海道事業について記載しております。

この項目につきましては、合併特例法により、合併市町村を^{ほうかつ}包括する都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業につきまして、明示する必要があるとされているものであります。

「第5章 新町の主要施策」に含まれております主要事業のうち、北海道が実施主体となるものにつきまして、こちらに記載しているものでございます。

次、44 ページをご覧ください。

「第7章 公共施設等の統合整備」では、公共施設等の統合整備に関する基本的な考え方につきまして、記載してございます。

公共施設につきましては、地域の実情や地域間のバランス、住民生活への影響、財政事情などを考慮しながら、計画的・効率的に整備を図ってまいりたいという考えでございます。

次、45 ページ。

最後の「第8章 財政計画」でございます。

こちらでは、新町における合併後 10 年間の財政計画について記載してございますが、その内容につきましては、別にお配りしております財政シミュレーションの資料により、ご説明致します。

財政シミュレーション資料をご覧ください。

今回の2町村による財政シミュレーションにつきましては、8月の第8回協議会でご説明しました3町村による財政シミュレーションをベースに、更別村の要素を除いて整理をしたものでございます。

なお、9月以降、国の平成 17 年度予算編成に向けた概算要求や、三位一体改革の取りまとめ作業などの動きがございますが、シミュレーションにおける地方交付税、臨時財政対策債は、総務省の概算要求を上回る減少率を見込んでおり、また、三位一体改革の全体像が明らかになってまいりましたものの、今後の展開につきましては、依然、不透明な部分がございますので、財政シミュレーションを行うに当たっての基本的な考え方につきましては、変更はございません。

以降の説明では、3町村のシミュレーションのときと大きく変わった部分のみ説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

合併した場合の推計の変更点でございますけれども、まず歳入につきまして、2町村になることで、国の財政支援措置などが減少しております。

国の財政支援措置の状況につきましては、詳しくは資料の10ページに記載してございます。

合併に伴う国の財政支援措置の項目に変わりはありませんけれども、3町村の場合と比べて、補助金の減少、合併特例債の利用可能額が109億7,000万円から68億円となるなど、支援措置額に違いが生じており、これらが歳入に反映してございます。

再び、7ページをご覧ください。

7ページの歳出についてでございます。

人件費の一般職にかかる分につきましては、将来目標職員数を3町村のときには279人だったのを235人とし、平成25年度に達成するという設定でございます。

議会議員につきましては、合併した場合の新町の法定定数は26名でございますけれども、平成19年4月までは在任特例を採用し、その後は、3町村のときには26名としていましたところを24名と仮定してございます。

農業委員会の委員につきましては、平成20年7月までは現行の2農業委員会が存続し、20年8月以降、1農業委員会、委員数25名と仮定してございます。

次、8ページをご覧ください。

2町村が合併した場合の推計結果としまして、平成33年度の基金残高は、3町村のときには51億円でありましたものが、28億7,000万円となってございます。

また、期間を通して、単年度収支は赤字が生じる結果となってございますけれども、これにつきましては、投資的経費などの削減で解消することは十分可能と考えてございます。

次に、9ページをご覧ください。

合併の効果についてでございますけれども、歳入につきましては、40億3,400万円、歳出面での削減効果78億5,800万円と合併経費4億4,700万円を相殺致しまして、全体の合併効果としましては、差し引き約114億円という状況でございます。

簡単ですが、以上が財政シミュレーションの内容でございます。

これに基づきまして、まちづくり計画の「第8章 財政計画」には、平成27年度までのデータを記載してございます。

次に、今後のスケジュールでございますけれども、建設計画の策定に当たりましては、都道府県知事との協議が義務付けられておりますことから、本日の提案説明後、協議会におけます協議と並行しまして、道との事前協議を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

事前協議には2カ月程度を要すると言われておりますことから、1月下旬までには事前協議による必要な修正を行い、1月末開催予定の協議会に改めて計画案を提案したいと考えております。

協議会で計画案の決定をいただいたのち、道との正式協議を経て、2月上旬には計画の最終決定というスケジュールを予定しております。

なお、北海道との事前協議では、記載内容の修正等が生じる場合がございますが、正式協議におきましては、形式上の手続きでありますことから、その段階で内容の修正等は生じないこととなっております。

以上で、新町建設計画につきましての説明を終わります。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第35号の提案内容について、何かございましたら、ご質問を、お受け致します。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

なお、先ほど事務局の説明の中で、北海道との事前協議に時間を要すことから、本日、提案させていただきました内容で北海道との事前協議に入らせていただきたいとのお願いであります。

ご承知のとおり、限られた時間での作業となりますので、本日の提案内容で北海道との事前協議に入ることを、ご承認いただきたいというふうに存じますが、この件について、ご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） ありがとうございます。

異議がありませんので、本日の提案内容により、北海道との事前協議に入らせていただくことで、ご承認をいただきました。

[第14回協議会の開催期日]

議長（岡田和夫） 次に、日程第30、「第14回協議会の開催期日」は、12月24日、金曜日、午後2時から、幕別町民会館にて開催致します。

後日、文書をもってご案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

この際でありますから、委員の皆さんから、何かご意見等がございましたら、お受け致したいと思っております。

よろしいですか。

（なしの声あり）

[事務連絡]

議長（岡田和夫） それでは、事務局よりご連絡申し上げます。

局長（金子隆司） ご連絡を申し上げます。

本日の協議会で、ご承認・ご決定をいただきました規約等につきましては、「幕別町・忠類村合併協議会規約規定集」と致しまして、冊子と致しましたものを、のちほど、お手元に配付を致します。

ご参照いただければというふうに思います。

以上でございます。

[閉会]

議長（岡田和夫） これで本日の日程は、すべて終了を致しました。

大変長時間にわたり、皆さんお疲れのことと存じます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第13回幕別町・忠類村合併協議会を「閉会」致します。

どうも、ありがとうございました。

17:01 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年12月15日

議長（会長）

岡田 和夫

署名委員

南山 弘美

署名委員

齊藤 順教